

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則（平成18年4月1日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>(外株保振サイトを利用した情報提供)</p> <p>第3条 規則第7条第2項に規定する細則で定めるものは、株式会社東京証券取引所が運用する<u>Target システムのうち外株保振サイト</u>と称するものであって、外国株券等参加者が電磁的方法によりアクセスすることによって情報の提供を受ける方法をいう。</p>	<p>(外株保振サイトを利用した情報提供)</p> <p>第3条 規則第7条第2項に規定する細則で定めるものは、株式会社東京証券取引所が運用する<u>電子情報処理組織のうち東証WAN</u>と称するものであって、外国株券等参加者が<u>外株保振サイト</u>と称する<u>記録</u>に電磁的方法によりアクセスすることによって情報の提供を受ける方法をいう。</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成19年12月3日から施行する。

以 上